

！ 必ずお読みください！

被扶養者として認定を受けた場合の注意

被扶養者としての認定を受けられた方は、共済組合の様々な給付を受ける権利を得ると同時に、以下の果たすべき義務も発生します。扶養認定要件をよく理解し、適切に手続等を行ってください。

被扶養者の状況を常に把握してください

被扶養者の住居地、勤務状況、収入状況など、扶養認定の要件をみたしているかは、常に把握しておく必要があります。特に、同居から別居になった場合は、生計を維持するに足る送金がないと、扶養認定を継続することはできません（別居した場合、認定を継続するには必要書類の提出が必要です）。

被扶養者の資格の確認調査など、被扶養者の状況確認を求められた際、遅滞なく必要書類を提出してください

共済組合では、定期的に被扶養者の資格の確認調査（検認）を実施しています。対象となった組合員には、所属所あてに通知を送付しますので、案内をよく確認し、必ず期限内に必要な書類を提出してください。

検認を受けない（提出がない）被扶養者証等は、調査対象期間の初日に遡り無効になり、同日以降に被扶養者が医療機関等を受診していた場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費の返還を求めます。

被扶養者としての認定要件を欠いた際、速やかに取消手続きを行ってください

認定が取消となる代表的な事例は下記のとおりです。

●被扶養者が社会保険加入となったとき

1日でも社会保険に加入したら、必ず取消手続きが必要です。

●被扶養者の過去12か月分の収入が130万円を超えたとき、または、 未来12か月分の収入が年額130万円を超えることが見込めたとき

（60歳以上の方、障害年金を受給している方は、年額180万円以上）

●被扶養者の収入が4か月連続で108,334円（130万円÷12月）を超過したとき

（60歳以上の方、障害年金を受給している方は、月額15万円以上）

●組合員の送金額が別居している被扶養者の認定要件の基準額を満たさなくなったとき

送金額は、別居している被扶養者の世帯全員の収入の1/2以上（もしくは5万以上/月のいずれか高い方）が必要。年金受給額の増加等、世帯年収が増えていないか常に注意してください。

●日額3,612円以上の雇用保険が受給開始になったとき

（60歳以上の方、障害年金を受給している方は、日額5,000円以上）

1月から12月の
合計ではなく、どの月から
12か月分を合計しても扶養
範囲内の収入かを毎月確認
してください。

取消要件に該当した日以降に病院を受診したり、福利厚生事業を利用した場合、共済組合が負担した費用を返還していただきます。なお、理由にかかわらず返還の義務は組合員本人に発生します。

各種手続方法や、必要な書類については、公立学校共済組合大阪支部のホームページや、共済のしおりに掲載しております。取消要件に該当したら速やかに手続きしてください。